

令和8年度 新入生通学許可区域

市(区)・郡		通 学 許 可 区 域 (令和7年10月現在の 校区で表示しています。)
広島市	中 区	全小学校区
	東 区	次の小学校区を除いた全小学校区 ・温品小学校区・上温品小学校区・福木小学校区
	南 区	似島小学校区を除いた全小学校区
	西 区	山田小学校区を除いた全小学校区
	安佐南区	長束小学校区、祇園小学校区、原南小学校区 原小学校区、中筋小学校区、東野小学校区 古市小学校区、大塚小学校区、伴南小学校区のみ
	安芸区	船越小学校区のみ
	佐伯区	石内北小学校区(旧 伴南小学校区)のみ
安芸郡		府中町全小学校区・海田町全小学校区

注意事項

- 本校では通学上の安全確保のため、通学許可区域を決めています。したがって、上の通学許可区域一覧表に定めた範囲内に、現に居住している方及び令和8年4月1日までに居住する方以外の願書受付はお断りします。
- 上記の通学許可区域は、卒業時まで厳守していただきます。卒業時まで、通学許可区域外から通学していることが判明した場合には、速やかに転校していただきます。
- 通学方法は、徒歩または、公共の交通機関の利用に限ります。自家用車、タクシー、自転車での通学は認めません。